指名理由の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第7条第2項第3号において規定する指名理由の公表について、本市においては、「尾道市建設工事等指名業者選定に関する規程」第4条の指名選定に係る留意事項を公表することにより、指名理由の公表に替えております。

「尾道市建設工事等指名業者選定に関する規程」第4条の指名選定に係る留意事項

勘案事項		運	用	基	準
1不誠実な行為の有無	こ(1) ②	さらずにはしてこの、最後には(こすにるし工と請つ下、か業要認行逮のる発場で事等、い請、ら者請め為捕監を行って関、市又がらが、督	しこ箇請負請 系 こよあて関いてた該当負契代関が 対こっる係訴分建当で契約金係不 しれた場行、、設しあ約のの行適 、に場合政独刑工、る条履支政切 暴準合 機占罰	事かと項行払機で、力ずな、関禁のにつ認にが遅関あ、団るど、の止宣係、め違不延等る、員も、、事法告でそら反誠、かこ、がの明、実違等	にして 大大 と と と と と と と と と と と と と と と と と と
2 経営状況	を基本ととす 各種情報の 把握に努め、	つる の収集の 指名の か不渡り	上、内容の 参考に資す となる等経	審査、分	いては、次のこと 析を行うなど実態 する(営業不振の ぎ著しく悪化してい
3工事成績	尊重すること 工事成績の	を基本。)前年度	とする 1 年間の平	均が劣る	i工事成績の評定を 場合及び特に優秀 分に配慮する
4 地理的条件	績等からみて 工種及び工事	、その地 耳規模に ³ 確保で	地域におけ 芯じて発注	る工事の 江事を確	の地域での受注実施工特性に精通し、 選実かつ円滑に実施 か的に指名選定に配
5 手持ち工事の状況	•	、手持`	ち工事量は	発注しよ	※数及び金額の状況 こうとする工事の適 本とする

6 当該工事についての 技術的適性	発注しようとする工事が特殊な工事で、特殊な技術的能力及び機械を必要とする場合、これらの保有状況などについて調査し、工事遂行能力を有することの確認を行い指名することを基本とする
7 安全管理及び労働福祉の状況	指名しようとする工事の安全管理及び労働福祉の状況については、次のことを基本とする (1) 市発注工事の建設工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当と認められる場合 (2) 賃金不払に関する関係行政機関から指導があり、その状態が継続していて、明らかに請負者として不適当であると認められる場合
8 同種の工事についての 経験	直近2か年の間に、発注しようとする工事と同種かつ同 規模以上の工事について、国、県、市町村又はこれに準ず る者と請負契約を締結し、誠実に履行していることを基本 とする
9技術者の状況	発注工事の種別に応じ、当該工事を施工するに足りる主任技術者又は監理技術者が確保できると認められるかどうかを判定する (当該工事の技術的適性) 次の要件により総合的に判断する (1) 当該工事と同種の工事について、相当の施工実績がある (2) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等発注工事の作業条件と同程度と認められる条件下での施工実績がある (3) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績がある